

6/11

パナマ文書記載 法人・個人

国内、申告漏れ10億円

国税調査

政治家や富裕層による
タックスヘイブン（租税
回避地）の利用実態を暴
いた「パナマ文書」を巡
り、登場する日本の個人
や法人を国税当局が調べ
た結果、所得税などの申
告漏れが総額10億円を超
えることが10日、関係者
への取材で分かった。パ
ナマ文書に基づく国内の
税務調査結果が明らかに

なるのは初めて。

申告漏れの多くは個人
による海外投資に絡んだ
に違法性はなかったが、
修正申告に応じたとみら
れるほか、今後、追徴税
も発生する可能性がある。
修正申告に応じたとみら
れるのが、今後、追徴税
も発生する可能性がある。
修正申告に応じたとみら
れるのが、今後、追徴税
も発生する可能性がある。

問い合わせたり、訪問し
たりして調べた。大部分
の不正申告が見つかる
ケースもあるたといふ。

などが通知されるケース
もあるとみられる。

関係者によると、パナ
マ文書に登場する個人や
法人に対し、各地の国税
局や国税事務所が書面で

修正申告する動きもあり、こうした申告額は数
億円規模とみられる。